

EU 韓国 FTA の韓国での履行状況

2013 年 7 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EU 韓国 FTA は 2013 年 7 月 1 日に丸 2 年を迎えた。同 FTA については、関税だけでなく非関税障壁、サービス、知的財産権などさまざまな分野で規定を設けているが、これらの規定の履行状況について確認、議論するため、各種委員会、作業部会が設けられている。FTA 適用開始から 2 年が経ち、FTA の履行状況、あるいは一部履行を超える部分について各委員会・作業部会で議論が進められている。本レポートでは、昨年度に引き続き¹、EU 韓国 FTA の韓国での履行状況について報告する。

なお、報告は、いずれも 2013 年 1 月末時点のものである。

目次

1. EU 韓国 FTA の実施状況（各種委員会、作業部会での議論）	1
(1) 第 2 回通商委員会（2012 年 10 月 16 日開催）の協議内容	1
(2) 2012 年に開催された各種委員会・作業部会	3
2. EU 韓国 FTA での国際基準策定機関の指定	13
(1) 概要	13
(2) 争点	13
3. 地理的表示規制等知的財産権規定の韓国での実施状況	15
(1) 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正状況	15
(2) 農産物品質管理法の改正状況	17
(3) 地理的表示 作業部会の協議の現況（特にギリシャの問題提起について）	18

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

¹ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000943>

1. EU 韓国 FTA の実施状況（各種委員会、作業部会での議論）

(1) 第 2 回通商委員会（2012 年 10 月 16 日開催）の協議内容

EU 韓国 FTA では閣僚級の通商委員会を年 1 回開催することになっている²。第 1 回通商委員会は、2011 年 7 月の暫定適用開始（発効）後の 2011 年 10 月 12 日にソウルで開催された³。

2011 年の第 1 回通商委員会に引き続き、2012 年 10 月 16 日にはブリュッセルで第 2 回通商委員会が開催された。第 2 回通商委員会では、EU・韓国 FTA 発効 1 年目の効果および傘下の各種委員会、作業部会の活動状況についての点検、通関および貿易円滑化の対策、自動車貿易など FTA 履行の対策について協議を行った。

① 非関税障壁（自動車、電気自動車、食品、医薬品）

a. 自動車の非関税障壁に関する協議

通商委員会開催に先立ち、フランス政府は 2012 年 8 月 3 日、欧州委員会に韓国産自動車への監視措置(surveillance measures) を要請した⁴。これに対し、韓国政府は多数の外交チャンネルを通じて韓国側の懸念項目を積極的に伝達していたが、第 2 回通商委員会でも同措置を導入しないよう要請した⁵。

自動車関連の非関税障壁については、韓国の認証マークである KC マーク⁶の添付が議題に上がった。EU 側は、EU の安全マークが付されている品物の場合、KC マークを免除することを要請した。双方は今後もこの問題について継続して協議することに合意した。ま

² EU 韓国 FTA 第 15.1 条によると、双方の通商担当閣僚を共同議長とする通商委員会を設置し、協定の履行を監督し協定の運用に必要な措置を取ることとしている。通商委員会傘下に 6 つの専門委員会および 7 つの作業部会（第 15.2 条および第 15.3 条）を設置している。EU 韓国 FTA の履行確保の仕組みについては、ジェトロ海外調査シリーズ『EU 韓国 FTA の概要と解説』（2011）p.102 以下を参照。

<http://www.jetro.go.jp/publications/item/9784822410995.html>

³ 第 1 回通商委員会の概要などはユーロトレンド 2012 年 5 月号「EU 韓国 FTA の履行状況、および第三者インボイスでの FTA 活用時の留意点」を参照。

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000943/eu_kr_fta.pdf

⁴ フランス市場での韓国車のシェアは 3%で、欧州市場全体のシェア 6%より低い。韓国自動車の人気は高まっており販売は増加傾向にある。フランスの主張によれば、2012 年上半期の現代・起亜自動車のフランスでの販売は前年比 28.5%増えた一方、プジョー・シトロエンの販売は約 20%減少したという。2012 年 8 月 9 日通商弘報記事「韓国自動車の輸入に事前監視措置の導入を-フランスが欧州委に要請-」を参照。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/502227682c308>

⁵ その後、欧州委員会は 10 月 22 日にフランス政府の要請を棄却し、事前監視措置を導入しないことを決定した。2012 年 11 月 7 日通商弘報記事「政府、欧州委の申請棄却に遺憾を表明-韓国車輸入に関する事前監視措置-」<https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/biznews/50999be0386c40>

⁶ KC マークは、知識経済部・労働部・環境部・放送通信委員会・消防防災庁など 5 つの省庁でそれぞれ付与した 13 の法定認証マークを統合したもの。2009 年 7 月 1 日から導入した。工業品安全認証・工業品自律安全確認・児童保護包装・昇降機部品認証・電気用品安全認証・高圧ガス容器点検・計量器検定・エネルギー消費効率等級など、知識経済部所管の 8 つの認証から優先して導入し、以後、順に放送通信機器・浄水器品質検査・消防用品検定などの認証について 2011 年から導入・施行されている。KC マークが導入される製品は、自動車・家電製品・ベビーカー・昇降機・照明器機・秤・電気計量器・電話機・消火器など 730 品目余りに上る。

た EU 側は、EU の車幅上限である 2.55m（韓国は 2.5m）を認めるよう要請し、これに対しても今後継続して協議していくことに合意した。

自動車の二酸化炭素排出規制に関連する本格的な協議はまだない。このほかに、韓国側は EU 側にスパイクタイヤに対する EU 安全規定の適用除外を要請した。

b. 医薬品の非関税障壁

双方は、2012 年 4 月にブリュッセルで開催された医薬品・医療機器作業部会の協議結果の報告を行ったほか、双方の薬価引下政策、および政策に伴う自国内の動向および政策の最新状況について情報交換を行った。また、双方の医療品・医療機器の基準に関連する相互承認協定、特に GMP⁷に関する相互承認協定の締結を推進することに合意した。関連して、特に韓国側は、医薬品・医療機器製品の品質管理を基準とした現地実体調査の実施を提案した。

② 関税、原産地規則に関する協議

a. 検討内容

双方は、2012 年初めに行った特恵関税活用率の情報交換について、最新の状況を議論した。また、この問題について継続的な情報交換の方策および原産地に関連する両国の協議方法について話し合った。

b. 争点

双方は、特恵関税活用率に関する調査のために 2012 年初めに双方で交換した活用率情報に対する相互評価を行った。EU と韓国の双方は、EU 韓国 FTA 効果分析のために、2012 年初めに、双方の交易と FTA 活用統計資料（2011 年 7 月-12 月）を交換した。それによると、対総輸出比 FTA 特恵関税活用の比重（韓国 35.7%、EU 32.5%）については大差がないものの、FTA とは関係なくもともと無税であった品目などを除いた FTA による 関税引き下げ品目と比べた FTA 活用率（韓国 61.4%、EU 47.1%）では、韓国の輸出が EU の輸出より高いことが分析された。EU 韓国 FTA の活用と、EU の韓国産製品の輸入（2011 年 7 月-12 月）の分析結果、既に無関税品目であり FTA の便益を受けない品目の輸入が減少（29.1%）したことにより韓国からの輸入総額は減少（7.4%）した。これに対し、FTA に

⁷ GMP は、医薬品の安全性と有効性を品質面で確保するため、医薬品の製造管理、品質管理について、原料の仕入れから最終製品の出荷に至る全工程で基準を定めるもの。韓国は 1977 年に制定して以来、業界の自主取り組みを推奨してきたが、2007 年から医療機器に、医薬品については 2008 年の新薬申請から段階的にそれぞれ GMP を義務付けている。

より関税が引き下げられる品目の輸入は増加（16.1%）したことが明らかとなった。双方は FTA 活性化のためにも上記のような活用率資料を継続的に交換し合うことに合意した。

c. 主張および結果

認証された輸出業者に対する相互承認協定を締結する方法について協議を行った。また、世界税関機構（WCO）での HS コード変更にともなう関税譲許表改訂についても協議。

③ サービスに関する協議

通商委員会では、2012 年 9 月に開催されたサービス貿易・設立・電子商取引委員会の結果報告があった。また、韓国は、既に韓国で導入され使用中の電子船荷証券を EU でも受け入れるよう要請した。しかし EU は、電子船荷証券の有用性に対しては認めながらも、電子船荷証券使用の可否は民間で決定する事項であり、政府レベルでこれに対する使用の可否を云々できる問題ではないとの立場を堅持した。

EU は、FTA 発効後 2 年以内に金融データ処理の提供・移転を海外移転することに関連し、韓国側の当該約束の履行の準備状況を確認するとともに、履行の具体的な期限など履行計画を策定し、提供することを要請した。これに対し韓国側は、金融委員会など関連機関が金融情報の海外移転時の個人情報の保護などに関連する内部タスクフォースを組織し、履行のための準備を行っているとは回答した。

(2) 2012 年に開催された各種委員会・作業部会

① 物品貿易委員会

a. 概要

EU 韓国 FTA 第 2.16 条では、双方は物品貿易に関連する協議の場として物品貿易委員会を設置するよう規定している。同委員会は 2012 年 9 月 25 日、ブリュッセルで EU 韓国 FTA 発効後初めて開催された。物品分野における履行状況を点検し円滑な履行のための協力について協議した。

b. 争点とそれぞれの主張

物品貿易委員会では、フランスによる自動車の監視措置の導入要請や、税法改正案による高級バッグに対する特別消費税の賦課、関税法第 89 条の改正問題などが議論された。

まず監視措置について、特に韓国側は、フランスが同国市場での現代自動車の占有率が

急上昇していることから欧州委に要請している監視措置の導入について、導入しないよう要請した。

税法については、EU が問題を提起した。EU は、韓国が発表した「2012 年税法改正案」にある「工場出荷価格や輸入価格が 200 万ウォンを超過する高級バッグに対して特別消費税を課税」しようとする措置について、これを関税とみなす余地があるとしてその撤回を要請した。現在、高級な毛皮や時計、貴金属など贅沢性の高い品目は 200 万ウォンを超過する金額に対して 20% の特別消費税を賦課しているが、バックは課税対象とはなっていないことから、海外の有名バッグも対象から抜けている。そのため、韓国内では何度も「公平性の問題」が提起されてきた。

また韓国が、航空機および半導体製造装備の製造・修理用部品および原材料に対する関税（関税法 89 条）について、2013 年から 2016 年までに段階的に廃止するという関税法改正案を議論しているのに対し、EU は自国業界の反対の立場を伝達した。

関税法 89 条は、税率不均衡を是正するためとして、税関長が指定する工場での航空機など特定物品の製造または修理のために使用される部品と原材料の関税を減免する制度を規定している。韓国政府は、韓国が結ぶ FTA の拡大などにより減免制度の実効性が減少していること、国内の裾野企業の競争力強化、公平な課税の確保などの観点から、同条に基づく減免措置の段階的廃止を計画している。しかし、この問題については、特に航空機は現地調達率が低く輸入部品に頼っているため、韓国の航空機メーカーを中心に韓国業界でも反対の声がある。

協議の結果、特別消費税や関税減免措置などについて、引き続き協議することになった。

② 朝鮮半島域外加工地域委員会

a. 概要

EU 韓国 FTA では、米韓 FTA と同じく朝鮮半島域外加工地域委員会を設置すると規定している⁸。「原産品」の定義および行政協力の手法に関する議定書の付属書 IV では、同委員会を発効から 1 年後に開催し、以後原則として年 1 回開催することとしている。

朝鮮半島域外加工地域委員会は、2012 年 9 月 26 日、ブリュッセルで初めて開催された。

b. 争点とそれぞれの主張

同委員会では、一定の選定基準に基づき域外加工地域となりうる地理的区域を選定し、

⁸ 米韓 FTA での規定については、ジェトロ『韓米 FTA を読む』（2008）p.6,61 を参照。
<http://www.jetro.go.jp/publications/item/9784822410551.html>

同地域で生産した製品が FTA の適用を受けるための原産地規則などを議論することになっている。具体的には、北朝鮮の開城（ケソン）工業団地の生産品を韓国産と認めるかどうか FTA 交渉時から議論してきた。

韓国は、開城工業団地を念頭に置いた域外加工地域の必要性を強調し、繊維など韓国側の主力輸出品目について議論したものの、EU 側は人権などを理由に消極的な姿勢を示した。

韓国は、開城工業団地が南北関係において持つ意味などに対する EU 側の理解を深め、その必要性を理解してもらうために、開城工業団地の現況と法的性格に関する説明を行った。また、域外加工地域設定の基準や FTA 特恵対象品目となるための原産地基準といった技術的論点についても、簡単な意見交換を行った。

EU は、開城工業団地を域外加工地域として指定する問題に関連して、開城工業団地の製品が FTA 特恵を享受できる基準など、今後技術的事項に関する議論を進めていくために必要な資料を請求した。ただし、北朝鮮に対しては、米国を含む国際社会による制裁が続けられている。加えて、北朝鮮が長距離ロケットを発射するなど非協力的な姿勢をとり、北朝鮮の核開発問題の議論が難航している現状では、開城工業団地製品を韓国産と認めることに EU としては積極的な立場をとることができないと主張した。

双方は今後も協議を続けて原産地規則などの意見交換に合意した。韓国が 2013 年 3 月に第 2 回朝鮮半島域外加工地域委員会を開催することを提案したのに対し、EU も前向きに検討すると返答した。

③ 自動車・部品作業部会

EU 韓国 FTA では、自動車の非関税障壁について一定の規律を導入した（付属書 2-C）⁹。同規定の履行状況などを議論するために、自動車および部品に関する作業部会を設置することになっている（同 9 条 3 項）。第 1 回の自動車・部品作業部会は、2012 年 4 月 27 日にブリュッセルで開催された。なお、自動車の非関税障壁問題は、EU 韓国 FTA 交渉では安全基準などを巡って最終局面まで調整が難航した分野である。

同作業部会で EU は、EU の安全マークが付された製品については、KC マークを免除するよう要請した。双方は今後本件について引き続き協議することで合意した。また EU は、EU の車幅上限である 2.55m（韓国は 2.5m）を認めるよう要請したが、これについても今後継続して協議することに合意した。

韓国が要求した事項としては、スパイクタイヤの問題がある。韓国は、EU に対してスパ

⁹ 『EU 韓国 FTA の概要と解説』 pp.57-63 参照。

イクタイヤの EU 安全基準の適用除外を要請した。

④ 医薬品・医療機器作業部会

a. 概要

EU 韓国 FTA では、医薬品・医療機器について、価格決定の透明性確保や手続保障などを義務付けた（付属書 2-D）¹⁰。また、協定の履行監視や相互承認の可能性などを協議する場として、医薬品・医療機器作業部会を設置することになっている（同 5 条）。第 1 回医薬品・医療機器作業部会は、2012 年 4 月 27 日にブリュッセルで開催された。

b. 争点とそれぞれの主張

EU と韓国は、それぞれの国内の薬価引下げ政策、および政策推進のための今後の日程に関して情報交換を行った。また、治療材料の上限価格の調整、償還基準の告示に関連する行政予告期間の延長、ならびに医薬品・医療機器関連の相互承認協定の推進に向けた課題について協議した。

韓国の場合、健康保険制度を通じて提供されるすべての薬は、あらかじめ食品医薬品安全庁で薬の安全性、効能および効果、副作用の有無、副作用がある場合、それが許容範囲内であるのかなどについて、事前審査を経て許可を受けることになっている。その後、所定の手続きを経て薬価が決まり、健康保険が適用される薬として登載されれば、患者が医師の処方を受けて薬局で薬の調剤を受けて服用することができるようになる。2011 年末現在、こういった手続きを通じて健康保険が適用される薬の総品目数は 13,814 個となっている。韓国は、このうち 47.1%に当たる 6,506 品目の価格を 2012 年 4 月 1 日から平均 21%引き下げた。これにより、全体の薬価平均では 14%下がったことを EU に紹介した。

EU も、加盟国を含む欧州 33 カ国で直近 14 ヶ月間に導入されたさまざまな医薬品規制政策を紹介した。ギリシャ、スペインなど財政危機にある国家だけではなく、ドイツおよびポーランドなどの国々も財政合理化を目的として薬価引下政策を実施したと説明した。

また韓国は、米韓 FTA に基づく行政手続きの変更についても説明した。すなわち、米韓 FTA では、「医薬品または医療機器の価格決定、償還、もしくは規制に関する問題について政府が提案する規制については、ほとんどの場合締約国は意見提出締切日から少なくとも 60 日前に公表すべきである」と規定している（付属書 2-D 第 5.3 条 3 項 (b)）。そこで韓国は 2011 年 12 月、「行政手続制度運営指針」を策定し、償還基準告示の立法予告期間を

¹⁰ 『EU 韓国 FTA の概要と解説』 pp.63-65 参照。

20日から60日に増やしたと説明した。しかし製薬業界は、償還基準告示の立法予告期間が長くなったことで、新薬を迅速に市場に導入できなくなったと不満を表明している。

また双方は、医薬品・医療機器の基準が自由な貿易を阻害している点を指摘し、改善のため相互承認協定を締結することについて協議した。

⑤ 化学品作業部会

化学品については、韓国の要求により EU 韓国 FTA に一定の規律が導入されている（付属書 2-E）。同分野での協力等を議論するために、化学品に関する作業部会を設置し、原則として最低2年に1回開催することになっている（同4項）。2012年にはこの化学品作業部会も開催された。

韓国は、EU の化学物質規制（REACH）にならい、「化学物質の登録および評価に関する法律」案を現在国会で審議している。現行では、韓国国内に流通する化学物質は、有害化学物質管理法の規制を受けている。しかし、同法は施行後に新たに流通する化学物質のみを登録することとしたため、約43,000種のうち86%の約37,000種の有害性情報が確認されないまま使用されているという問題点がある。

韓国は EU に対し、同法制定のために化学物質の規制に関連する EU の経験の提供を要求し、双方の専門家による交流も必要として専門家の派遣などを要請した。

⑥ サービス貿易、設立、電子商取引に関する特別委員会

a. 概要

EU 韓国 FTA では、サービス貿易、設立、電子商取引分野の協定の履行を評価、監督し、情報交換の機会などを提供するための場として、特別委員会を設置すると規定している（7.3条）。第1回サービス貿易、設立、電子商取引特別委員会は、2012年9月27日にソウルで発効して初めて開催された。同委員会では、サービスおよび投資分野と電子商取引に関する約束の履行状況を点検した。

b. 争点とそれぞれの主張

会議では、履行状況の確認が主な論点となった。特に EU は、法律・会計・設計サービスの開放に関連する韓国国内法の改正状況の確認、ならびに金融情報の海外移転など金融サービス約束の履行のための制度整備に関心を示した。

会議では、金融・環境・通信・法律・会計・クーリエ・運送・小売サービスなど開放を

約束した分野について、国内法令の改正などの履行状況の点検が行われ、双方は主要分野の自由化の現状と国内法改正など FTA 約束を履行するための進捗を議論した。

EU は、法務法人と会計法人進出のための要件などに関する既存の法改正および法制定、非産業廃水の収集処理サービス進出のための法改正の進捗、総合物流企業認証制度の適用対象などの関心分野について質問した。また韓国は、電子商取引分野での相互協力推進のために電子商取引に関する法制度情報を交換することを EU に申し入れた。

特に韓国は、紙を使わない貿易推進のため電子船荷証券(E-B/L)¹¹の導入の必要性を EU に訴え、追加的な情報交換を行うことにも合意した。次期会議は、2013 年の下半期中、次期通商委員会の開催前にブリュッセルで行うことで合意した。

⑦ 相互承認協定 (MRA) 作業部会

a. 概要

EU 韓国 FTA では、資格の相互承認に関する規定を設けている (7.21 条)。専門職等の資格の相互承認を促進するために、関連する専門団体間で情報交換および協議したうえで、相互承認について通商委員会に勧告を行うことになっている。これを制度化し、定期的な会合を開催するため、「相互承認協定 (MRA) に関する作業部会」を設置すると規定している。作業部会は発効から 1 年以内に開くことになっている¹²。

第 1 回 MRA 作業部会は、2012 年 9 月 27 日にソウルで、第 1 回 EU 韓国 FTA サービス貿易・設立・電子商取引委員会開催に並行して開催された。韓国側からは外交通商部のほか、教育科学技術部・国土海洋部の関係者が参加、EU 側からは、欧州委員会貿易総局の関係者および駐韓 EU 代表部の関係者が参加した。

b. 争点とそれぞれの主張

会議において双方は、EU・韓国間のサービス貿易活性化のため、MRA 締結に関する協議を継続して進めていくことに合意した。同作業の一環として、双方は、韓国および EU の代表的な「専門職機関」の交流が活性化するよう努力することに合意した。

韓国は、建築設計、およびエンジニアリングなどの二分野を優先交渉の対象として指定

¹¹ 韓国は電子貿易具現のための船荷証券の電子化の必要性台頭および韓国の貿易業務環境に相応しい電子船荷証券サービスを具現するために、運送人が船荷証券 (B/L) を書面で発行する代わりに、法務部が指定した登録機関に登録する方式で B/L を電子文書として流通する制度を導入した [2008 年 8 月 4 日改訂商法および施行令施行]。

¹² 『EU 韓国 FTA の概要と解説』 pp.68-69 参照。

し¹³、関連作業を進めていくことを申し入れたところ、EU 側は業界との協議などを経て EU 側の立場を早晚伝達すると返答した。韓国は基本的に、MRA は多国間では APEC エンジニア相互承認プロジェクト¹⁴などが認められているが、二国・地域間で MRA を認められるケースは多くないという立場をとっている。双方は、2013 年中に次回の MRA 作業部会会議をベルギーのブリュッセルで開催すること、ならびに同会議に先立って関連情報の交換を行うことに合意した。

⑧ 政府調達作業部会

a. 概要

EU 韓国 FTA では、政府調達について相互に合意するか、または一方の当事者の要請があった場合に作業部会を開催し、当事国の政府調達と建設、運営または公共事業実施などに関する情報を交換することとしている（9.3 条）。

第 1 回政府調達作業部会は、2012 年 4 月 27 日にブリュッセルで開催された。

b. 争点とそれぞれの主張

EU は、韓国の一般政府調達市場の小幅の開放を指摘し、EU の韓国政府調達市場進出のための社会基盤施設の新規発注需要などに関して質問した。韓国も、韓国に比べ EU の一般政府調達市場への韓国企業進出が相対的に容易でないことを指摘し、進出を誘導することができる制度的基盤の準備を要請した。

⑨ 知的財産権対話

a. 概要

EU 韓国 FTA では、知的財産権の保護およびエンフォースメントやその他の関連問題を取り上げるために、知的財産権問題について「知的財産権対話（IP Dialogue）」を設置することとしている（10.69 条）。第 1 回知的財産権対話は 2012 年 9 月 26 日、ブリュッセルで開催された。

¹³ 一方、米韓 FTA では、「専門職サービス作業部会（Professional Services Working Group）」を設置し、互いに合意した分野を中心に専門職資格相互承認（MRA）の議論を進めるとしているが、これに加え優先的にエンジニアリング、建築設計、獣医の 3 つの分野を中心に協定発効後 1 年以内に論議を開始することとし、優先対象を具体化した経緯がある（米韓 FTA12.9 条、付属書 12-A、12-A-1 参照）。

¹⁴ <http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keivaku/apec/kisyaapec.htm>

b. 争点とそれぞれの主張

EUは韓国のオンライン違法コピーの防止制度の段階的導入、および商標法改正の動向に対して質問した。また、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA：Anti-Counterfeiting Trade Agreement）の韓国での批准に向けた動きについて確認したほか、現サムスン、アップル間の特許訴訟に関連する資料の提供を要請した。エンフォースメントでは、偽造品、ブランド保護、観光客を対象としたオンライン偽造品の取締り状況について追加質問をするなど、EUブランド製品の偽造取締りに多大な関心を表明した。また、韓国の特許および地理的表示の制度や、韓国で特許無効率が高い理由について質問した。

EUは、EU韓国FTA後の韓国の商標法改正の動向について確認したほか、オンライン違法コピー防止制度の段階的な導入の方策について意見を交換した。韓国は、EUの音楽著作権改正案の動向について質問したほか、権利の所在が不明な著作物（孤児著作物：orphan works）¹⁵の著作権に関する双方の動向について意見交換を行った。EUは非農産品の地理的表示¹⁶への関心を表明する一方、EUでの非農産品の地理的表示の保護制度の導入可能性について意見交換を行った。

ACTAについては、欧州議会が2012年7月4日に批准を否決したことに伴い、EUは当面の批准を見送っている。これに対し、韓国はACTA批准のための国内手続きが進行中であることを説明した。EUは批准拒否の背景として、消費者のプライバシーや市民の自由権に深刻な影響を与えることが懸念されるとの意見があったことを説明した。またEUと韓国は商標の盗用防止のための立法努力について説明した。このほかに韓国は、不正競争防止法上不正な目的でドメインを使用登録することの取扱いについて説明したほか、特に中小企業の知的財産権関連の業務支援のための協力の必要性を強調した。

地理的表示については、EUは知的財産権に多大な関心を表明しつつ、特に地理的表示作業部会の早期開催の必要性を指摘した。しかし、韓国はこれに対し、差し迫って開催の必要性はないとして作業部会開催の必要性を国内の関係省庁と協議するという立場をとった。また、双方はTRIPSで協議中の地理的表示問題についても意見交換を行った。

¹⁵ 権利の所在が不明な著作物（孤児著作物）とは、著作権の保護期間中に商業的価値を喪失したことなどにより、著作権者の居場所を探知し、利用許諾を得ることが不可能ないし著しく困難となっている著作物を指す。EUでは権利の所在が不明な著作物指令が2012年10月に発効した。
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32012L0028:EN:NOT>

¹⁶ EUは農産品についてはEU単一の地理的表示制度を有しているが、非農産品は加盟国に委ねられており、国によって地理的表示制度を有している国とそうでない国がある。“Study on the protection of geographical indications for products other than wines, spirits, agricultural products or foodstuffs”(2009), p.17以下を参照。
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/may/tradoc_147926.pdf

⑩ 貿易と持続可能な開発委員会

EU 韓国 FTA では、環境、労働に関する規定を盛り込んだ「貿易と持続可能な開発」章を設けた（13 章）。同章では、ILO の原則や環境条約の遵守、また環境、労働分野での EU 韓国間の協力などを規定している¹⁷。そのうえで、履行確保のため貿易と持続可能な開発委員会を設置することになっている（13.12 条）ほか、独自の紛争解決手続きを設けている。

第 1 回の委員会では、それぞれの環境、労働、経済団体など利害関係を有する市民代表で構成され、年 1 回開催することになっている市民社会フォーラム（Civil Society Forum）の運営方法について意見が交わされた。また、グリーン成長をに寄与する製品への便宜について協議した。韓国、EU の双方ともにグリーン成長を通じた開発に多大な関心を持っており、継続して協議を続けていくことに合意した。このほかにも、EU の提案により企業の社会的責任についても話し合われた。

⑪ 共同委員会

a. 概要

EU と韓国は、2001 年の通商協力枠組み協定¹⁸に基づき、両国間の経済通商分野などの協力問題を包括的に協議するため、ソウルおよびブリュッセルで交互に原則として年 1 回、共同委員会を開催してきた。第 10 回 EU・韓国共同委員会は 2012 年 9 月 24 日、ブリュッセルで開催された。韓国からは通商交渉調整官、EU からは欧州対外行動庁アジア室長が首席代表として参加した。

b. 争点とそれぞれの主張

今回の共同委員会は、経済および通商協力案件を取り扱った従来の議題から、政治、経済、社会、文化の全領域の協力をまで拡大した。EU 韓国 FTA が発効されてから初めて開催された今回の委員会では、まず FTA 発効から 1 年の間に進められた各種委員会および作業部会の開催経過を点検、評価した¹⁹。ただし、貿易投資にかかる懸念事項は FTA 傘下の作業部会および委員会で協議しているため、共同委員会では直接的な協議は行われなかった。

EU と韓国は、両者の関係が戦略的パートナーシップへと格上げされたのを受け、共同委

¹⁷ 『EU 韓国 FTA の概要と解説』 pp.92-94 参照。

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2001:090:0046:0058:EN:PDF>
なお、FTA 交渉と平行して新たな枠組み協定の交渉が進められ、締結されている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:020:0002:0024:EN:PDF>

¹⁹ 共同委員会と FTA の各種委員会、作業部会との関係については、『EU 韓国 FTA の概要と解説』 pp.102-104 を参照。

員会を EU・韓国双方の協力事案を包括的に取り扱う協議体として拡大発展させていくことに合意した。そのほか、FTA の履行状況、欧州債務危機および東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などアジア経済統合の動きについて意見交換を行った。

EU と韓国は、政府高官の交流など政務分野の協力強化案について協議したほか、科学技術、統計、気候変動、開発協力などの分野で現在進行中の協力事業について議論した。

韓国は、ユーラシア横断情報ネットワーク (TEIN、Trans-Eurasia Information Network)²⁰事業、気候変動およびグリーン成長などの分野での協力、特にグリーン気候基金 (GCF) 誘致のための努力などを紹介したうえ、開発協力など国際舞台での双方の協力強化を提案した。気候変動については、2010 年にカンクンで開かれた COP16 での合意により GCF を立ち上げることが決まった。2020 年以降、毎年 1,000 億ドルの拠出金を集めることを目標にしている。GCF 事務局誘致には、韓国を含むドイツ、スイスなど合計 6 カ国が名乗りを上げ競合している状況にあつて、韓国のグリーン成長政策および誘致都市である仁川市松島などの状況を説明し、誘致支援を要請した。なお、その後 GCF 事務局は韓国に置くことが決まっている。

EU は、科学技術、教育、環境、民間航空などの分野での協力などについて協議したほか、欧州債務危機への取り組みを紹介した。また、欧州経営者教育課程の再開を評価するとともに、気候変動および情報通信技術関連の双方の協力強化を要望した。特に EU ETS²¹の対象に航空部門が含まれたことに関連し、米中の強い反発に遭っていることに鑑み、グリーン成長政策を推進している韓国の支持を要請した。

²⁰ TEIN は、アジア 18 カ国とヨーロッパの研究機関をつなぐ高速ネットワークのことで、IT やバイオなどさまざまな分野の研究を支援することを目的としている。2000 年 10 月ソウルで開かれたアジア欧州会議 (ASEM) 首脳会合で採択され、2001 年 12 月に韓国、フランス間のネットワークが開通して以来、第 4 次事業 (2012 年 4 月～2016 年 3 月) が進められている。<http://www.teincc.org/tein4/>

²¹ EU-ETS とは、EU 域内排出量取引制度をいうが、2013 年からの第 3 期では航空分野も対象になることになった (ユーロトレンド 2009 年 4 月号「EU-ETS 第三期間に向けた制度改正の概要」<http://www.jetro.go.jp/iframe/report/07000062/0904R3.pdf> を参照)。これにより、EU 発着の航空会社は排出枠を取得しなければならないことになる。これに対し、米国や中国などを中心にさまざまな国が反発している。

2. EU 韓国 FTA での国際基準策定機関の指定

(1) 概要

EU 韓国 FTA では、電気・電子機器と自動車だけでなく、医薬品、農産物、知的財産、政府調達など、さまざまな領域での標準について規定が設けられている。また、第4章「貿易に対する技術的障壁」では、強制規格（第4.4条）、任意規格（第4.5条）に関する個別の規定が置かれており、標準に関する問題の取り扱いは従来に増して重視されている。

特に電気・電子機器における電磁波適合性（EMC）および安全基準については、ISO、IEC、ITU が制定した国際標準と TBT 協定を遵守して相互標準の発展のために協力することを規定している。すなわち、ISO、IEC、ITU を関連国際標準制定機関であることを認め、国内標準を当該国際標準に整合させることとしている。したがって、国際標準に従っている電子機器に対しては、韓国内の標準法令や規定を根拠に韓国内における電磁波適合性認証などを強制することは基本的にできなくなる。

(2) 争点

韓国では上記のような内容について、特に不利な項目を含んではいないと評価する意見も一部にある。しかし、2009年度のISOとIECの幹事の数を見ると、韓国は18人を輩出するのに止まっている一方、ドイツ、英国、フランス、イタリア、スウェーデン、オランダ、イタリアをあわせて443人を占める。加えて、欧州標準化委員会（CEN）は、EUの積極的支援を受けて欧州標準をISOやIECの国際標準として採択させるという戦略を推進してきている。「ウィーン協定」と「ドレスデン協定」により、欧州標準がそのままISOやIECの標準原案として取り扱われ、技術委員会の審議を経ず直ちに標準制定投票に回付されるバイパスが保障されている。

また2000年～2005年の標準提案件数をみても、韓国は125件と未だこれらの国々には全く及ばない水準にあり、韓国は今からでも国際標準化戦略を積極的に推進すべきであるという意見も国内には多い。そして、このような戦略の推進のためには標準専門家の養成と国家標準体系の効率化が急務であり、標準専門家の養成を大学での教育を通じて行いつつ、省庁間に分散している標準体系を統合して国際的な挑戦に効果的に対応しなければならないという意見もある。

韓国内では、EU韓国FTAの結果は標準戦争の勝敗によって決まると言っても過言ではないという声が交渉段階から高かった。韓国の電気電子業界では、EU韓国FTAに対し最

も準備が不足している問題として、EU から輸入される電子製品に対する EMC 適合性認証問題になるとみている。韓国内では、国内 KC 認証を義務化しているものの、EU 韓国 FTA 協定文では IEC などの国際認証機関に国内規定を合わせることを義務付けられていることから、EU の電子製品が従来のように国内で別途 EMC 適合性認証を受けなければならないという根拠はなくなったという指摘もなされている。すなわち、EU の電子製品は ISO/IEC の国際規格による電磁波認証を取得しているため、韓国内で別途認証を取得する必要はないということである。なお、EU 韓国 FTA により認証を免除されるのは EU の製品のみであり、従来通り米国、日本製品はもちろん、特に最近になって爆発的に韓国への輸入が増えている中国および台湾の製品もこれまで同様 KC 認証を受けなければならない。

3. 地理的表示規制等知的財産権規定の韓国での実施状況

(1) 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正状況

① 概要

EU 韓国 FTA により保護される地理的表示に対する第三者の無断使用などを禁止し、地理的表示の侵害の差止め、損害賠償など救済手続きを用意するために、商標法以外に不正競争防止および営業秘密保護に関する法律（以下、不正競争防止法という）でも地理的表示に対する規定を新設した。そのための改正は 2011 年 6 月 30 日に施行されている。

② 2011 年 6 月 30 日改正

EU 韓国 FTA の規定を反映するため、協定により保護される地理的表示を正当な権原のない者が使用できないようにし、その使用行為によって正当な権利者の営業上の利益が侵害される場合、侵害行為の差止め請求、損害賠償の請求ができるようにするなど当該地理的表示の権利者を保護している。具体的な規定は以下の通り。

- 権原のない者の地理的表示の使用などを禁止するが、地理的表示に該当する商標を地理的表示の開始日以前から使用している者の継続使用は認める（第 3 条の 2 新設）

新設された不正競争防止法第 3 条の 2（自由貿易協定により保護される地理的表示の使用禁止など）では、「正当な権原のない者が自由貿易協定により保護される地理的表示に対しては第 2 条第 1 号エ目およびオ目の不正競争行為以外にも地理的表示に示された場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一か又は同一と認識される商品に限定する）に関して、a) 真正な原産地表示以外に別途の地理的表示を使用する行為、b) 地理的表示を翻訳または音訳して使用する行為および c) 「種類」、「類型」、「様式」または「模造品」などの表現をともなう地理的表示を使用する行為をそれぞれ行ってはならないと規定する（不正競争防止法第 3 条の 2 第 1 項）。また、上記の a) ないし c) に該当する方式で地理的表示を使用した商品を譲渡、引渡またはそのための展示、輸入、輸出行為などに対しても行ってはならないと規定する（第 3 条の 2 第 2 項）。ただし、国内において地理的表示の保護開始日以前から当該商標を使用しており、保護開始日以前から商標を使用した結果、該当する地理的表示の保護開始日に国内の需要者の間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されている場合は、当該商標をその商品に継続して使用することができるものとする（第 3 条の 2 第 3 項）。

③ 2012年3月15日改正

米韓 FTA を受けて、不正競争行為などによる侵害に関する訴訟で当事者が提出した準備書面などに営業秘密が含まれており、その営業秘密が公開されると当事者の営業に支障をきたす恐れがある場合などには、当事者の申立により、当該営業秘密を知得した者に対して訴訟遂行以外の目的で営業秘密を使用する行為などが行えないよう命ずる秘密保持命令制度を取り入れた。秘密保持命令申立て、および取消に係わる手続きなどを規定している。具体的な規定は以下の通り。

- 準備書面または証拠などに営業秘密が含まれる場合、裁判所の命令により当該営業秘密の使用および公開を禁止する秘密保持命令制度（第 14 条の 4 新設）

秘密保持命令は、a)当該営業秘密を当該訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用すること、b)当該営業秘密について、この項にもとづく命令を受けた者以外の者に公開することなどを禁止している。当該訴訟の遂行目的としての当該営業秘密の使用に対しては、秘密保持命令の対象からは除外されている。これは訴訟当事者の防御権を確保するためにこのような使用を認める必要がある点に由来する。

- 裁判所が発令した秘密保持命令について、改正案第 14 条の 4 第 1 項の要件を満たすことができないか、または事後に欠如した場合の取消手続き（第 14 条の 5 新設）

なお改正案は、秘密保持命令の取消申立に関する裁判があった場合、その決定書を申立を行った者および相手方に送達しなければならないだけでなく、秘密保持命令が多人数に発令された後、一部の受取人に対する秘密保持命令が取消された場合、裁判所はその秘密保持命令を取消す裁判があったことを直ちに該当者以外の秘密保持命令を受けた者にも通知しなければならないと規定している。

- 訴訟記録閲覧などの請求通知など（第 14 条の 6 新設）

秘密保持命令が下された訴訟に関する訴訟記録につき、閲覧申請者を当事者に限定する閲覧制限決定があった場合、当事者が訴訟記録のうち営業秘密部分の閲覧などを請求したがその請求手続きを秘密保持命令を受けていない者が行う場合、裁判所の担当官は当事者に訴訟記録の閲覧請求があったことを通知しなければならないことを規定している。

■ 秘密保持命令違反に関する罪（第 18 条の 4 新設）

第 14 条の 4 に規定する「秘密保持命令」に対し、これに違反して秘密保持命令の対象となっている営業秘密を当該訴訟遂行の目的以外に使用し、または当該秘密保持命令を受けた者以外の者に公開する行為は刑事罰の対象となっている。これは米韓 FTA 第 18.10 条第 11 項を反映するものである。

(2) 農産物品質管理法の改正状況

① 概要

同法は、第 34 条以下で地理的表示関連規定を置いているが、この規定は、2009 年に全面改定されて以来継続して履行されてきている。ただし最近、水産関連業務が農林水産食品部の所管として移管されるにしたがい、2012 年 11 月 23 日から「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して「農水産物品質管理法」とした。また、政府委員会の整備計画に伴い、農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合し、水産物の地理的表示権の保護および安全性の確保のための制度を強化する一方、複雑になった法令の条文を整備して分かりやすい法令とした。

② 2013 年 6 月 2 日改正

2013 年 6 月 2 日から施行される予定の一部改定案によると、地理的表示に関連する第 34 条第 2 項第 3 号に「植物新品種保護法」を追加した。具体的には、「地理的表示登録申込書の提出前に「種子産業法」および「植物新品種保護法」により登録された品種の名称または出願審査中の品種の名称」と改正した。

③ 農水産物の地理的表示登録および公告要領の告示（農林水産食品部）

「農産物品質管理法」施行令および施行規則により、地理的表示の登録基準、詳細登録および公告要領は農林水産食品副長官の告示で決めるよう委任されており、2012 年 8 月 27 日から施行している。

➤ 法的根拠：

「農水産物品質管理法」施行令 第 15 条第 5 号、「農水産物品質管理法」施行規則 第 56 条第 4 項および第 58 条第 4

➤ 主要内容：

地理的表示登録申立時の記載内容、証拠書類の範囲などを明確に規定し請願者の書類

作成の便宜と迅速な審議を図る（第 2 条）。

登録申込書の事前検討など地理的表示登録に関する詳細事項を定める（第 3 条）。

機関長は、地理的表示申込書の受付時に具備書類および登録基準適合の可否を事前に検討した後、審議会に提出して登録書類の適正可否確認のために現地確認班を構成して地理的表示の登録公告の書式・場所などを具体化（第 4 条）。

(3) 地理的表示 作業部会の協議の現況（特にギリシャの問題提起について）

① 概要

EU 韓国 FTA 第 10.25 条により双方は地理的表示に関する協力および対話のための作業部会を構成、地理的表示の追加および削除、地理的表示に関する立法および政策に関連する情報交換などを行うことに合意している。

② 争点と現状

EU、韓国は、付属書に記載された双方の地理的表示（韓国側 64 個、EU 側 162 個）を互いに保護することに合意している。特にギリシャは、オリーブ（カラマタ）、ガム（マスティハ）、チーズ（フェタ）の 3 件を登録している。

EU 韓国 FTA 適用開始後、地理的表示作業部会は開催されていない。ただし、ギリシャの場合、双方のチャンネルを通じて地理的表示の履行状況および現況に関連する問い合わせがあり、特許庁間の双方の関連情報などが交換されている状況にある。

これは、ギリシャの場合、地理的表示に登録されたフェタチーズの保護のためとみられる。一般的に韓国政府は、カマンベール、モッツアレラ、エメンタール、ブリーなど 4 種のチーズの名前は、チーズの類型を現わす一般名称として制限なしに使用できるものと理解している。チェダーチーズも同じくチーズの類型を現わす名称というのが韓国政府の解釈である。すなわち、チーズの名称は地理的表示制度の保護対象になりうるが、既に普通名詞として韓国で理解されているため酪農業者はこの名称を使っても良いという解釈である。また、このように一般名称として使用可能なものは上記の 4 種に制限されないというのが韓国側の立場である。

このように、韓国が地理的表示の保護範囲の理解が EU と異なる可能性があり、今後、この部分は韓国と EU の間における追加協議の要因として作用する余地がある。このため EU 側は、知的財産権対話体の会議を通じて地理的表示の作業部会が早期に開催されるべきだと継続して主張している。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU 韓国 FTA の韓国での履行状況

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～